

市第17号議案

横浜市市民文化会館条例の一部改正

横浜市市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市市民文化会館条例の一部を改正する条例

横浜市市民文化会館条例（昭和60年12月横浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「別表第1の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（」を削り、「指定管理者選定評価委員会をいう。」を「横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会（」に改める。

第7条中「別表第1の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる」を削る。

第12条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

第17条の見出しを「（横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

第17条第2項中「それぞれ」を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に横浜市市民文化会館条例第 5 条第 1 項の規定に基づき市民文化会館の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前にこの条例による改正前の横浜市市民文化会館条例第 7 条の規定による当該業務についての評価を受けている場合は、当該期間における当該指定管理者については、この条例による改正後の横浜市市民文化会館条例第 7 条の規定は、適用しない。

提 案 理 由

横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会及び横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会を統合し、横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会を設置するため、横浜市市民文化会館条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市民文化会館条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第5条 （第1項から第4項まで省略）

- 5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第1の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第17条第1項に規定する横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

- 第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる文化会館の管理に関する業務について、別表第1の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用料金）

第12条 （第1項省略）

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（第3項省略）

（横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会）
（指定管理者選定評価委員会）

- 第17条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化会館の別表第1の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市市民表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、 市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

(第3項省略)

別表第1 (第5条第5項、第7条、第17条第1項)

名 称	担 任 事 務
横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会	横浜市市民文化会館関内ホールの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会	横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

別表
別表第2 (第12条第2項)

(表及び備考省略)